

浜松市公告第 192 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

浜松市長 中野 祐介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 プレ葉ウォーク浜北  
所在地 浜松市浜名区貴布祢 1200 番地
  
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前） 別紙「小売業者一覧」の通り  
（変更後） 別紙「小売業者一覧」の通り
  
- 3 変更の年月日  
別紙「小売業者一覧」の通り
  
- 4 変更する理由  
小売業を行う者及び名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため
  
- 5 届出日  
令和 8 年 3 月 13 日